

## 敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、キャッシュレス化による市内商業の活性化を図るため、また、東京オリンピック・パラリンピック及び北陸新幹線敦賀開業に向けて増加する市外及び海外からの観光客の消費喚起を図るため、キャッシュレスやインバウンドに対応する整備を行う中小企業者に対して、補助金を交付することに関し、敦賀市補助金交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) キャッシュレス クレジット決済、電子決済等現金を使用しない決済方法
- (2) インバウンド対応 次のア～キのいずれかをいう。
  - ア 多言語で表記をした商品メニューの作成
  - イ 多言語で表記をしたパンフレット、リーフレットの作成
  - ウ 多言語で表記をした看板若しくは案内板の製作及び設置
  - エ 多言語で表記をしたホームページの作成
  - オ 多言語翻訳機の導入
  - カ 無線LANの整備
  - キ 消費税免税店の整備
- (3) ICクレジットカード クレジットカード会社等が発行するクレジットカードで、ICチップが埋め込まれ、かつ、暗証番号を入力することで本人確認ができるものをいう。
- (4) 電子マネー 非接触型IC技術を用いた決済手段で、カードタイプ又は携帯電話タイプのものであるものをいう。
- (5) QRコード・バーコード サービスを提供する店舗側の情報や利用者側の支払い情報などに紐付けられている決済コードのことをいう。
- (6) キャッシュレス決済端末機 ICクレジットカード、電子マネー、QRコード及びバーコード決済のために必要な機器類をいう。
- (7) 個店 商業的な活動を行うための建物若しくは商品又はサービスを提供する場所で、チェーン店を除く店舗をいう。
- (8) チェーン店 単一資本で11店舗以上の店舗を直接管理運営する飲食料品小売業等又は飲食業の形態をいう。
- (9) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しないものあって事業を営む者をいう。以下この号において同じ。）が所有している者
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている者
- (10) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合をいう。
- (11) 一般型輸出物品販売場 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の2第2項第1号に規定する輸出物品販売場をいう。

(補助事業者)

第3条 この補助の対象となる者は、中小企業者（これから営もうとする者を含む。）又は商店街振興組合でその者が営業又は活動する個店において、キャッシュレス・インバウンド対応をしようとするもののうち次の要件のすべてを満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住民登録がある個人又は市内に本社を有する法人で、市内に店舗を所有し、又は賃借して営業している中小企業者又は、商店街振興組合であること。
- (2) 関係する法令等に違反していないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 事業に関して必要な許認可等を取得している者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助要件については別表に定めるとおりとし、補助金については予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- (2) 誓約書（様式第1号別紙2）
- (3) 整備に係る見積書
- (4) 補助事業者の納税証明書
- (5) 許認可が必要な業種はその許認可証の写し
- (6) 一般型輸出物品販売場の許可証の写しまたは許可取得のための税務署への許可申請書類の写し（消費税免税店開設にかかる補助申請がある場合に限る。）

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号。以下「変更承認通知書」という。）による承認通知書を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第5号別紙）
- (2) 経費の支払いを証する書類
- (3) 写真（事業実施前後の状況が分かるもの）  
（補助金等の額の確定等）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付確定額と交付決定額に差が生じたときは、敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号。以下「交付確定通知書」という。）にて、その額を補助事業者に通知するものとする。

（調査）

第10条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、必要があるときは補助事業者その他に必要な書類の提出を求め、又は実態を調査することができる。

（交付決定等の取消し等）

第11条 市長は、前条の規定による調査等を行い、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明するに至ったとき。
- (2) 補助事業者が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて敦賀市諸収入金督促手数料および延滞金徴収条例（昭和51年敦賀市条例第9号）第3条に定める延滞金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、市長はやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、敦賀市キャッシュレス・インバウンド対応支援事業補助金請求書（様式第7号）に交付決定通知書、変更承認通知書及び交付確定通知書のうち、既に通知を受けたものの写しを添付して市長に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第13条 補助対象者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費、補助率、補助要件

1 補助対象経費	<p>キャッシュレス・インバウンド対応に要する経費のうち、以下(1)～(4)のいずれかに該当するもの。ただし、消費税及び地方消費税は除く。</p> <p>(1) キャッシュレス決済端末機の整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ICクレジットカード、電子マネー、QRコード及びバーコード決済に必要な端末本体</li><li>・ 暗証番号入力用のキーパッド</li><li>・ 電子マネー決済用の非接触リーダライタ 等</li></ul> <p>(対象外経費)</p> <p>通信回線の整備、ICクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費に要する経費、支払いに係る振込手数料</p> <p>(2) 外国人観光客向け印刷物等の多言語化に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 商品メニュー表作成</li><li>・ パンフレット・リーフレット作成</li><li>・ 看板・案内板の作製及び設置</li><li>・ ホームページ作成 等</li></ul> <p>※ネイティブチェック等により、外国人観光客が理解しやすい表記となるよう留意すること。</p> <p>※デザイン、翻訳、写真撮影、印刷、製本、製作に要する経費を対象とする。</p> <p>(対象外経費)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存の多言語で表記をした商品メニューの改定及び増刷に関する経費</li><li>・ 既存の多言語で表記をしたパンフレット又はリーフレットの改定及び増刷に要する経費</li><li>・ 既存の多言語で表記をした看板又は案内板の買換えや板面内容の一部修正に要する経費</li><li>・ 既存の多言語ホームページの改定に要する経費</li></ul> <p>(3) 外国人観光客向け多言語翻訳機の整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 多言語翻訳機端末本体</li></ul> <p>(対象外経費)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ケース、画面保護シール等その他アクセサリ類の購入に要する経費</li></ul> <p>(4) 無線LANの整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 無線LAN整備費、通信工事費等の初期導入経費</li></ul> <p>(5) 消費税免税店(一般型輸出物品販売場)の整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 免税電子手続機器(専用レジ等の決済端末、パスポートリーダー、パスポートスキャナー、ソフトウェアなど)の導入経費</li><li>・ 決済用の新規回線の開設や配線整備の初期導入経費</li><li>・ 免税対応を告知するための案内ツールの作成 等</li></ul>
----------	--

<p>2 補助率</p>	<p>補助対象経費の1/2以内 ただし、補助対象経費の上限は以下のとおりとする。</p> <p>(1) キャッシュレス決済端末機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・据え置き機 補助対象経費100千円/1台</li> <li>・タブレット等 補助対象経費 40千円/1台</li> </ul> <p>(2) 外国人観光客向け印刷物等の多言語化又は多言語翻訳機の整備 35千円</p> <p>(3) 無線LANの整備 50千円/1台</p> <p>(4) 消費税免税店の整備 200千円/店舗</p> <p>なお、同一事業者がキャッシュレス決済端末機、多言語翻訳機及び無線LANを2台以上導入する場合(補助対象は3台までとする。)は前段に関わらず、2台目以降の補助率は補助対象経費の1/3以内とする。</p>
<p>3 補助要件</p>	<p>(1) キャッシュレス決済端末機 導入する機器においては、次の決済が可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・VISA、MasterCard、JCB、DinersClub、Amex、銀聯など、国内だけでなく海外においても広く利用されているクレジットカードによる支払い(1社以上)</li> <li>・全国で相互利用ができる交通系の電子マネーの支払い(1社以上)</li> <li>・QRコード、バーコードによる支払い(1社以上)</li> </ul> <p>導入する機器は新品とする。(中古は補助対象外である。)</p> <p>(2) 外国人観光客向け印刷物等の多言語化に要する経費 日本語以外の言語を必須とし、外国人観光客を対象とするもの</p> <p>(3) 外国人観光客向け多言語翻訳機 導入する機器は新品とする。(中古は補助対象外である。) 外国人観光客を対象に使用するもの</p> <p>(4) 無線LAN 導入する機器は新品とする。(中古は補助対象外である。)</p> <p>(5) 消費税免税店整備 導入する機器は新品とする。(中古は補助対象外である。) 観光庁に免税店シンボルマークの使用許可を得て、外国人利用者に向けて表示すること。</p> <p>(6) 共通 補助事業者は、必要に応じて、市が実施する販売額の調査等に協力すること</p>